

2015年8月3日

国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、第一約束期間の調整期間*の終了と、適用約束期間が第一約束期間の京都メカニズムクレジット(CP1 クレジット)等の取扱いについて、下記の通りお知らせ致します。

*調整期間とは、第一約束期間の目標達成のため京都メカニズムクレジットの国際的な獲得・移転が可能な期間のことです。

記

○ 京都議定書第一約束期間の調整期間終了日について

- ・気候変動枠組条約事務局から通知があり、京都議定書第一約束期間の調整期間終了日は**2015年11月18日**となりました。同日が日本政府としての**CP1クレジットの償却期限**となります。

○ 民間企業等の保有するCP1クレジットの取扱いについて

- ・民間企業等による CP1クレジットの償却を目的とした国の管理口座への移転(以下「償却前移転」という。)、取消しを目的とした国の管理口座への移転(以下「取消前移転」という。)の申請期限は、**2015年10月18日**とする予定です(必要に応じ所要の措置を講じる場合があります。また申請期限を確定次第、御連絡致します)。2015年10月19日(予定)以降に申請された償却前移転及び取消前移転については、基本的に当該移転ができなくなることにつきご承知おき下さい。
- ・2015年10月19日(予定)以降も CP1 クレジットの国際的な獲得及び移転を行うことは可能です。ただし、CP1 クレジットの国際的な獲得及び移転の期限は、2015年11月18日までとなります。同日までに国際的な移転を希望される場合は、事務手続の観点から申請期限は**2015年11月8日**とする予定です。申請期限を確定次第、御連絡致します。
- ・CP1 クレジットは2015年10月19日(予定)以降も引き続き国内における獲得及び移転は可能です。CP1 クレジットの国内における獲得及び移転の期限については別途ご案内致します(2016年4月以降になる予定です)。
- ・2015年10月19日(予定)以降も、適用約束期間が第一約束期間の CDM クレジット(CP1 CER)は、引き続き原始取得は可能です。ただし、2015年10月19日(予定)以降に原始取得した CP1 CER の償却前移転や取消前移転は実施できません。

○ 2015年11月19日以降に法人口座に残っているクレジットの取扱いについて

- ・2015年11月18日24:00(UTC)時点で民間企業等の保有口座に残っているCP1クレジットについては、CP2クレジットへの付け替え(繰越し)について、日本政府から国連事務局に申請を行う予定です。ただし日本を含む京都議定書第二約束期間に参加しない国がCP1クレジットをCP2クレジットに付け替えできるかについては、国際ルールが決まっておらず、付け替えが認められない可能性があります。その場合、それらのクレジットは取消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。
- ・2015年11月19日以降に原始取得するCP1 CERについては、CP2クレジットへの付け替えについて、日本政府から国連事務局に申請を行う予定です。ただし現時点で国際ルールが決まっておらず、付け替え申請を行えない、あるいは付け替えが認められない可能性があります。その場合、それらのクレジットは取消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。

○ 償却前移転済み tCER 補填のための移転について

- ・すでに償却前移転した tCER の補填のための政府管理口座への移転(以下「補填前移転」という。)のうち、CP1クレジットによる補填前移転の期限は、基本的に**2015年11月18日**までとなります。2015年11月18日までに補填のためのCP1クレジットの移転を希望される場合は、事務手続の観点から申請期限は**2015年11月8日**とする予定です。申請期限を確定次第、御連絡致します。
- ・ただし2015年11月19日以降に原始取得したCP1 CERによる補填前移転については、2015年11月19日以降も可能です。2015年11月19日以降に原始取得したCP1 CERによる補填前移転の期限については別途ご案内致します(2016年4月以降になる予定です)。
- ・2015年11月9日から2015年11月18日までに原始取得するCP1 CERで補填前移転を予定している民間企業等の方は、対応につき環境省として個別に協議致します。

(参考:CP2クレジットの取扱いについて)

- ・適用約束期間が第二約束期間のCDMクレジット(CP2 CER)は、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国において償却前移転はできませんが、取消前移転は可能です。
- ・CP2クレジットの国際的な獲得・移転は国際ルールにより実施できませんが、国内における獲得・移転は、可能です。
- ・CP2 CERの原始取得及び当該クレジットを用いた補填前移転は可能です。

以上

お問合せ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 担当:古井、和田、水野

TEL : 03-5521-8354、E-mail: kyomecha-registry@env.go.jp

◆ CP1クレジットの取扱い

CP1 クレジット AAU、ERU、CER	～10/18 (予定)	10/19 (予定)～ 11/18	11/19～	11/19 以降に法人口座に 残っているクレジット
償却前移転	○	×	×	政府から国連事務局に CP2 クレジットへの付け替え(繰越し)申請を行う予定です。 ただし、国際ルールが決まっておらず、結果として付け替えが認められない可能性があり、その場合、それらのクレジットは取消されます(時期は未定だが、2016年4月以降)。
取消前移転	○	×	×	
国際的な獲得・移転	○	○(※1)	×	
国内における 獲得・移転	○	○	○	
原始取得(CP1 CER)	○	○	○(※2)	

※1 事務手続きの観点から振替申請は 11/8 を期限とする予定です。

※2 11/19 以降に原始取得した CP1 CER は繰越し申請できない可能性があり、その場合、それらのクレジットはいずれかの時点で取消されます。

◆ 償却前移転済み tCER 補填のための移転

	～10/18 (予定)	10/19 (予定)～ 11/18	11/19～	備考
CP1 CER による 補填前移転	○	○	○(※3)	CP1 CER による補填前移転の期限については別途案内予定です(2016年4月以降)
CP1 CER 以外のクレジットによる補填前移転	○	○(※4)	×	

※3 2015年11月19日以降に原始取得した CP1 CER による補填前移転のみ可能。

※4 事務手続きの観点から振替申請は 11/8 を期限とする予定です。

◆ CP2 クレジット(日本においては CP2 CER のみ)の取扱い

CP2 CER	～10/18 (予定)	10/19 (予定)～ 11/18	11/19～
償却前移転		×	
取消前移転		○	
国際的な獲得・移転		×	
国内における 獲得・移転		○	
原始取得		○	